



電気自動車用急速充電設備整備に対する補助金の 申請受付を本日から開始します

長野県では、2030年までに「未設置区間ゼロ、電池切れゼロ」の充電インフラを整備し、700基の急速充電設備の設置を目指しています。電気自動車を利用しやすい環境を構築し、電気自動車への転換を着実に進めるため、充電設備の整備への補助金の申請受付を開始します。

電気自動車用充電インフラ整備促進補助金

1 申請期間

国補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内又は令和6年12月27日(金)のいずれか早い日まで

2 対象者

国補助金※の交付決定を受けた方が申請することができます。

※経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」

3 対象設備

急速充電設備又は蓄電池付急速充電設備であること。

新規設置又は入替設置する設備であること。

国補助金対象として承認された機種であること。

4 補助対象事業

(1) 道の駅への充電設備設置事業(経路充電)

(2) 空白地域への充電設備設置事業(経路充電)

(3) 観光地の拠点への充電設備設置事業(目的地充電)

5 補助内容(全補助対象事業共通)

| 補助対象者 | 補助率※ | 補助上限額 |
|--------|--------------------------------|------------------------------|
| 法人又は個人 | (新規設置) 2分の1以内 (入替設置) 3分の1以内 | (新規設置) 150万円 (入替設置) 100万円 |
| 地方公共団体 | (新規設置) 3分の1以内 (入替設置) 4分の1以内 | |

※対象経費から国補助金を控除した額に対する補助率

6 申請方法等

補助事業の詳細や申請方法等については、長野県公式ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/inhurahozyokin.html>



(問合せ先)

担当 環境政策課ゼロカーボン推進室
省エネルギー係 小澤、上條
電話 026-235-7022 内線 2723
FAX 026-235-7491
電子メール zerocarbon@pref.nagano.lg.jp